

エコフイスタクシヨンプログラムまつさか

松阪市地球温暖化対策率先実行計画

(第4期計画)

松 阪 市

平成29(2017)年3月
平成30(2018)年8月修正

目 次

1. 基本的事項

(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画の目的	1
(3) 計画の対象範囲	2
(4) 計画の期間	2
(5) 対象とする温室効果ガス	2
(6) 温室効果ガスの排出係数	3
(7) 計画の位置づけ	3

2. 温室効果ガス排出量の現状

(1) 基準年度における温室効果ガスの総排出量	4
(2) 基準年度における温室効果ガス種類別排出量	4
(3) 基準年度における活動項目別二酸化炭素排出量	4
(4) 第3期計画までの経過と課題	6

3. 計画の目標及び取組内容

(1) 温室効果ガス総排出量削減に関する目標	7
(2) 活動量削減に関する目標	7
(3) 目標達成に向けた取組み	8

4. 計画の推進等

(1) 計画の進行管理	10
(2) 計画の推進体制	10
(3) 活動量の把握及び点検	10
(4) 計画の実施状況の公表	10
(5) 計画の見直し	10

1. 基本的事項

(1) 計画策定の背景

気候変動に関し、世界は国連の下、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「気候変動に関する国際連合枠組条約」を平成4(1992)年に採択し、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意しました。同条約に基づき、平成7(1995)年から毎年、気候変動枠組条約締約国会議(COP)が開催されています。平成9(1997)年には京都で気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)が開催され、先進国に拘束力のある温室効果ガス削減目標を明確に規定した「京都議定書」に合意し、世界全体での温室効果ガス削減に向け大きな一歩を踏み出しました。さらに、平成27(2015)年にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、気候変動に関する平成32(2020)年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、先進国だけでなく発展途上国も含め、世界全体で地球温暖化の防止に取り組むことになりました。

また、昭和63(1988)年には人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が設立されました。平成25(2013)年に発行されたIPCCによる第5次評価報告書では、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、人間の影響が20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高いと示されています。

以上のような状況を踏まえ、我が国は地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」という。)を平成10(1998)年に制定し、平成28(2016)年5月には地球温暖化対策計画を閣議決定しました。

本市においても、松阪市地球温暖化対策率先実行計画(エコフィスアクションプログラムまつさか)を平成12(2000)年に策定し、平成12(2000)年度から平成18(2006)年度を第1期計画期間、平成19(2007)年度から平成23(2011)年度を第2期計画期間、平成24(2012)年度から平成28(2016)年度を第3期計画期間として、温室効果ガスの排出量削減に取り組んできました。

(2) 計画の目的

地球温暖化対策推進法第21条では、地方公共団体に対し、温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画の策定が義務付けられています。本計画は同法に基づき、本市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための計画であり、本計画を推進することにより、本市の事務・事業から排出される温室効果ガス排出量を削減するとともに、市民・事業者の行う地球温暖化防止に向けての自主的な取り組みを促進することを目的とします。

(3) 計画の対象範囲

本計画は、本市が行うすべての事務・事業及び市が管理・運営する施設を対象とします。また、外部委託又は指定管理者制度により管理・運営する施設もすべて対象とします。その他、民間施設や本市以外の行政施設等を市の事務・事業のために借用する場合は、当該区分も対象とします。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、平成 29 (2017) 年度から平成 33 (2021) 年度までの 5 年間とします。数値の比較の対象とする基準年度は、松阪市クリーンセンターの稼働初年度である平成 27 (2015) 年度とします。

(5) 対象とする温室効果ガス

本計画において対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項において規定されている 7 種類の物質のうち、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の 4 種類とします。パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)は、本市において排出がない又は排出の実態把握が困難なため、対象から除外します。

温室効果ガスの種類	人為的な主な発生源
二酸化炭素(CO ₂)(エネルギー起源)	・電気・燃料等の使用
二酸化炭素(CO ₂)(非エネルギー起源)	・廃プラスチックの焼却 ・合成繊維の焼却
メタン(CH ₄)	・自動車の走行 ・一般廃棄物の焼却 ・浄化槽におけるし尿・雑排水の処理
一酸化二窒素(N ₂ O)	・自動車の走行 ・一般廃棄物の焼却 ・浄化槽におけるし尿・雑排水の処理 ・笑気ガス(麻酔剤)の使用
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	・カーエアコンの使用・廃棄
パーフルオロカーボン(PFC)	・アルミニウムの生産 ・PFCが封入された製品の使用
六ふっ化硫黄(SF ₆)	・SF ₆ が封入された電気機械器具の使用
三ふっ化窒素(NF ₃)	・NF ₃ の製造 ・半導体素子等の製造

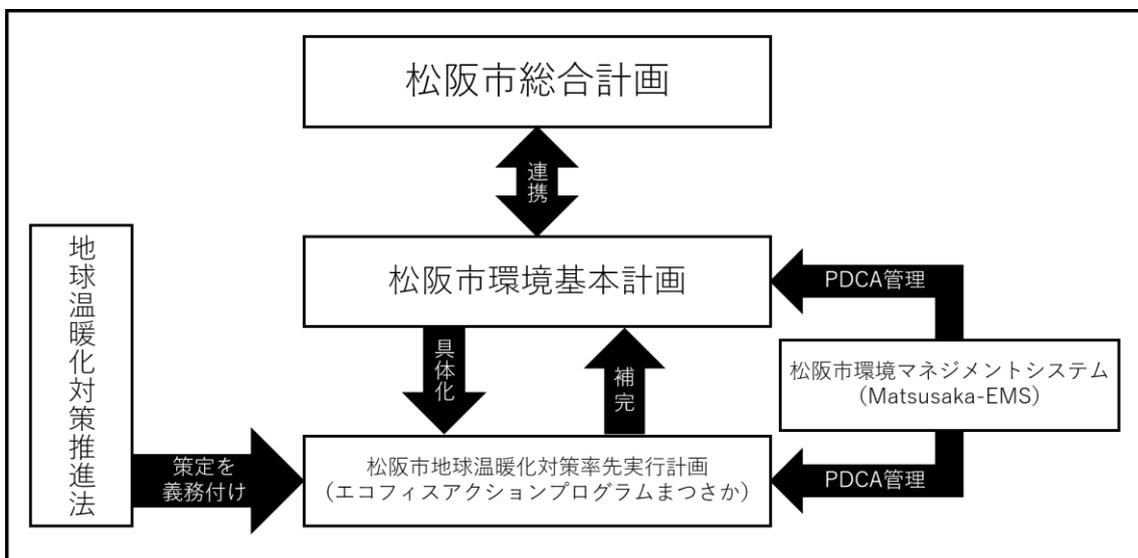
(表 1-1)

(6) 温室効果ガスの排出係数

本計画における温室効果ガスの排出量の算定については、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条に定める方法とします。

(7) 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき策定する、地方公共団体が実施する事務・事業から排出される温室効果ガス削減のための計画であり、かつ、松阪市環境基本計画に定める事項を具体化したものです。本計画の進捗管理については、松阪市環境マネジメントシステム（以下「Matsusaka-EMS」という。）において行います。



(図 1-1)

2. 温室効果ガス排出量の現状

(1) 基準年度における温室効果ガスの総排出量

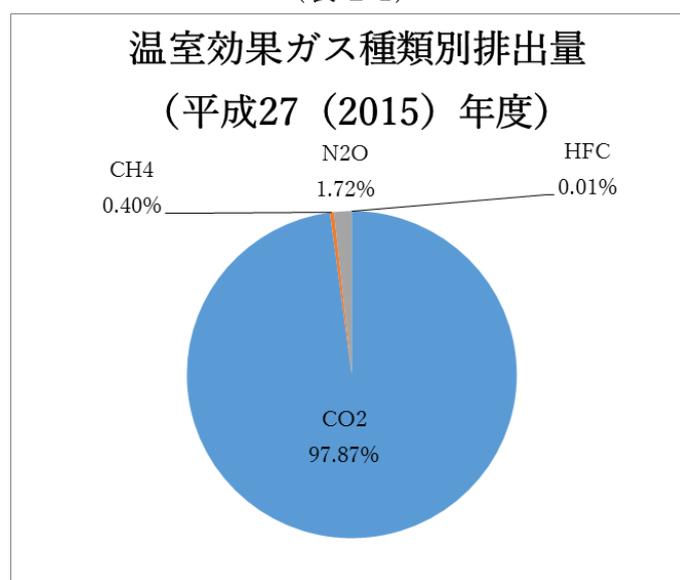
本計画の基準年度である平成 27 (2015) 年度における本市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量は、56,062 トン (二酸化炭素換算) です。

(2) 基準年度における温室効果ガス種類別排出量

本計画において対象とする温室効果ガス 4 種類の平成 27 (2015) 年度の排出内訳は、表 2-1 のとおりです。

温室効果ガスの種類	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	54,869.5	97.87
メタン (CH ₄)	224.6	0.40
一酸化二窒素 (N ₂ O)	962.6	1.72
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	4.8	0.01
合計	56,061.5	100.00

(表 2-1)



(図 2-1)

(3) 基準年度における活動項目別二酸化炭素排出量

本市の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスのうち、種類別で見ると二酸化炭素が大半を占めています。二酸化炭素の排出要因には、エネルギー起源 (電気や燃料などの使用により排出されるもの) と、非エネルギー起源 (ごみの焼却などにより排出されるもの) があります。平成 27 (2015) 年度における本市の事務・事業に伴う二酸化炭素排出量 (54,869.5 トン) のうち、エネルギー起源 CO₂ と非エネルギー起源 CO₂ の内訳は、表 2-2 のとおりです。

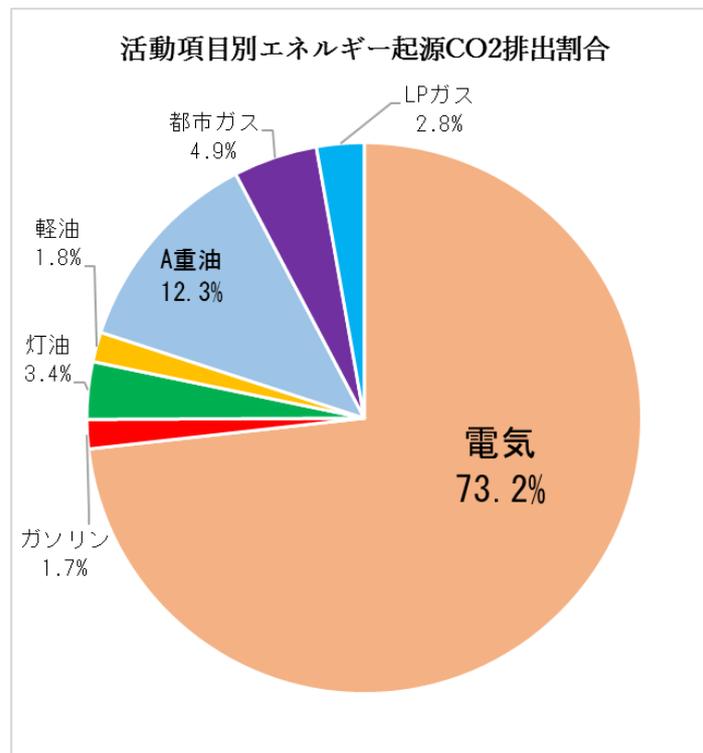
二酸化炭素排出要因	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
エネルギー起源 CO ₂	19,491.8	35.5
非エネルギー起源 CO ₂	35,377.7	64.5
合計	54,869.5	100.0

(表 2-2)

エネルギー起源 CO₂ の排出源となる活動項目のうち、本市の事務・事業で使用があるものは電気、ガソリン、灯油、軽油、A 重油、都市ガス及び液化石油ガス (LP ガス) です。平成 27 (2015) 年度のエネルギー起源 CO₂ の排出における活動項目の内訳は、表 2-3 のとおりです。

活動項目	活動量	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
電気	28,334,193 (kWh)	14,270.5	73.2
ガソリン	183,559 (L)	334.6	1.7
灯油	263,317 (L)	655.7	3.4
軽油	134,399 (L)	341.6	1.8
A 重油	883,411 (L)	2,394.1	12.3
都市ガス	384,787 (m ³)	955.3	4.9
LP ガス	85,171 (m ³)	540.1	2.8
合計	—	19,491.8	100.0

(表 2-3)



(図 2-2)

(4) 第3期計画までの経過と課題

松阪市地球温暖化対策率先実行計画（エコフィスアクションプログラムまつさか）における第3期計画までの目標達成状況は、表 2-4 のとおりです。

	基準年度	目標年度	削減目標 増減実績	目標達成 成否
	排出量 (t-CO ₂)	目標値 (t-CO ₂) 実績値 (t-CO ₂)		
第1期計画	平成 10 (1998) 年度	平成 18 (2006) 年度		達成
	32,109	28,898 27,700	▲10.0% ▲13.7%	
第2期計画	平成 17 (2005) 年度	平成 23 (2011) 年度		達成
	37,260	35,397 33,865	▲5.0% ▲9.1%	
第3期計画	平成 22 (2010) 年度	平成 28 (2016) 年度		—
	44,768	42,082 未算出	▲6.0% —	

(表 2-4)

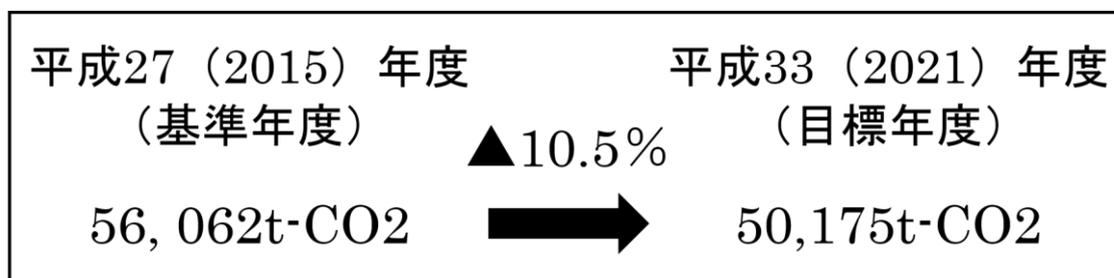
表 2-4 において、各計画期間内では削減目標を達成しているものの、次期計画では数値が増加しているように見えます。これは、市町村合併や対象施設の増加、温室効果ガス排出量算出方法の変更などによるものです。

これまでのエコフィスアクションプログラムまつさかの運用において、温室効果ガス排出量削減のための各職員の意識は定着していると考えられることから、各職員の取組みによってさらに温室効果ガス排出量を削減するのは困難な状況にあるといえます。そのような現状を踏まえ、各職員の取組みは継続しつつ、今後は施設改修などによって温室効果ガス排出量を削減していくことが望まれます。

3. 計画の目標及び取組内容

(1) 温室効果ガス総排出量削減に関する目標

本市の事務・事業に伴う温室効果ガスの総排出量を、平成 33 (2021) 年度において平成 27 (2015) 年度比で 10.5%削減することを目標とします。



(図 3-1)

削減目標である 10.5%を達成するためには、5,887 トン (二酸化炭素換算) の温室効果ガスを削減する必要があります。このうち、非エネルギー起源 CO₂ の削減によって 3,043 トン (10.5%のうち約 5.4%) の削減を目指します。これは、松阪市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画に示されるごみ発生量推計結果の平成 33 (2021) 年度における燃えるごみ排出量から試算しています。また、エネルギー起源 CO₂ の削減及び CH₄、N₂O 並びに HFC の削減によって 2,844 トン (10.5%のうち約 5.1%) の削減を目指します。

(2) 活動量削減に関する目標

上記に掲げた温室効果ガス総排出量削減に関する目標を達成するためには、エネルギー起源 CO₂ の削減が不可欠です。エネルギー起源 CO₂ は各種活動 (各種エネルギーの使用) によって排出されることから、活動量の削減に関する目標を表 3-1 のとおり定めます。

活動項目	平成 27 (2015) 年度 (基準年度)	平成 33 (2021) 年度 (目標年度)	削減目標 (率)
電気	28,713,322 (kWh)	24,406,324 (kWh)	▲15%
ガソリン	144,204 (L)	129,784 (L)	▲10%
灯油	263,317 (L)	236,985 (L)	▲10%
軽油	132,404 (L)	119,164 (L)	▲10%
A 重油	883,431 (L)	795,088 (L)	▲10%
都市ガス	442,253 (m ³)	398,028 (m ³)	▲10%
LP ガス	82,587 (m ³)	74,328 (m ³)	▲10%

(表 3-1)

(3) 目標達成に向けた取組み

本市の事務・事業に伴う温室効果ガスの総排出量を削減する目標を達成するために、各施設管理者（○印で記載）及び各個人（●印で記載）において、原則として下記の取組みを行います。

<OA 機器>

- 機器更新の際は、「グリーン購入の指針」に基づく調達に努めます。
- パソコンを使用しないときの電源オフやスリープの時間設定を行います。
- 使用頻度が少ない機器は使用時のみ電源を入れるようにします。

<照明>

- 業務上不要な箇所及び昼休みは消灯します。
- 高効率照明への転換を促進します。
- 業務時間外に業務を行う際は必要な箇所のみ点灯します。

<空調>

- 冷房運転期間は7月1日から9月15日まで、暖房運転期間は12月1日から3月31日までとします。
- 冷房時は室温28℃、暖房時は室温19℃になるように運転を行います。
- クールビズ（5月1日～9月30日）及びウォームビズ（11月1日～3月31日）を実践します。

<公用車>

- 公用車を導入する際は、「グリーン購入の指針」に基づく調達に努めます。
- 車の運転時はエコドライブを心がけます。
- 片道2km以内の外出時は自転車・単車を積極的に活用します。
- 市外出張時は公共交通機関の利用に努めます。

<省資源>

- 物品購入の際は、「グリーン購入の指針」に基づく調達に努めます。
- 庁内で会議を行う際は、ペーパーレス会議システムを積極的に活用します。
- 裏紙の利用や複数ページのまとめ印刷により、用紙の削減に努めます。
- ごみの分別を徹底し、可燃物の排出量を削減します。

<その他>

- 省エネ診断やエコチューニングなどにより施設の省エネを推進します。
- 地球温暖化対策に資する賢い選択「クールチョイス」を推進します。
- ノー残業デーなどの実施により、時間外業務の削減に努めます。
- エレベーターを使用せず階段の使用に努めます。
- 12月の地球温暖化防止月間では、名札に標語を掲示します。

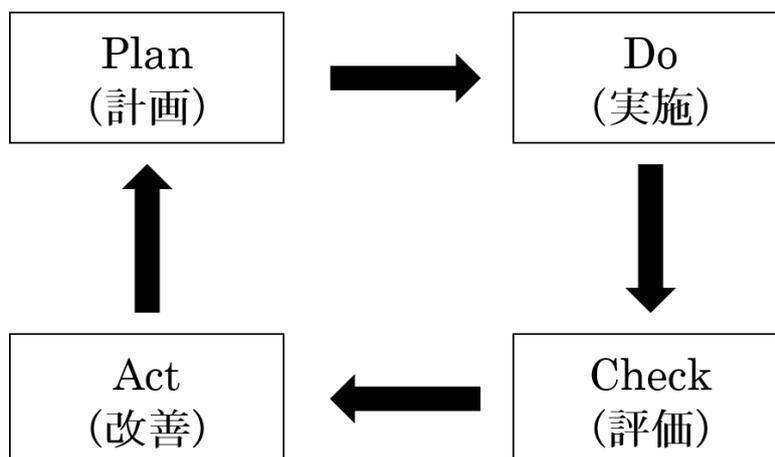
<新エネルギー設備>

- 施設の新築・改修の際は新エネルギー設備の導入を検討します。

4. 計画の推進等

(1) 計画の進行管理

本計画の進行管理は、Matsusaka-EMS において、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Act（改善）による PDCA サイクルにて継続的に管理するものとし、Matsusaka-EMS 運用マニュアルを別途定めます。



(図 4-1)

(2) 計画の推進体制

本計画を推進するために、推進体制を整備します。推進体制は Matsusaka-EMS 運用マニュアルにおいて定めます。

(3) 活動量の把握及び点検

活動量の把握及び点検は、Matsusaka-EMS において毎年度実施するものとし、ます。

(4) 計画の実施状況の公表

本計画の実施状況については、市ホームページ等において公表します。

(5) 計画の見直し

本計画の期間は平成 33（2021）年度までですが、社会状況の変化等に応じて見直しが必要な場合は、計画期間内に見直すことができるものとします。